

社会福祉法人清光会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光会理事及び評議員並びに監事の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、以下の定義を用いる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員という。
- (2) 常勤の役員とは、この法人の勤務場所に勤務するものとする。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料などの経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対し、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、役員報酬を支給しない。また、役員のみでは、報酬は発生しないものとする。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める計算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給する。）
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日、祝日を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第9条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

別表第1（常勤の役員報酬）

役職名	報酬額
理事長	700,000 円以内
理事	
評議員	

別表第2（常勤の役員の賞与）

6月賞与	職員給与規程に準ずる
12月賞与	職員給与規程に準ずる

別表第3（常勤の役員の退職慰労金計算式）

最終報酬月額×在職年数
